

一般社団法人 日本サーフィン連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <https://www.nsa-surf.org/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	当連盟では『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度～2026年度』を策定、2017年2月の理事会にて承認している。本計画は当連盟のHPにて公表している。 本計画では「サーフファンを国内外に増大させ、日本サーフィンの国際力を高める」ことを目標に、現状分析によって「会員の増加」「ファンの増加」「運営組織の強化」「会員登録制度の変更」「日本代表の強化」「世界大会においてのメダル獲得を目指す」「強固な財務体質の確保」「アジアサーフィンへの貢献プログラム構築」の8項目の最終目標を導き出している。 策定から5年目となる2021年は、運営本部会議及び理事会にて達成度を確認し、戦略計画の改善や修正等の見直しを行っており、新たに2021～2030年度版の計画案を2021年度中に承認予定である。 また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行により社会状況が大きく変化し、サーフィン界にも大きな影響を受けていることから、今後は年1回程度の定期的な見直しを行う予定である。	・一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度～2026年度 ・2017年2月理事会議事録 ・一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2021年度～2030年度 (案)
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	『総合計画2017年度～2026年度』の見直しと並行し、人材の採用及び育成に関する計画についても策定の必要性を検討しているが、コロナ禍によるスポンサー収入減・会員減少による会費収入減により経費を削減をしている中で、人員増は現実的ではないと考えられる。 なお、ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材として、当連盟では弁護士と顧問契約を結び、相談役に任命している。	・顧問契約書（法律事務所）
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	『一般社団法人日本サーフィン連盟総合計画 2017年度～2026年度』第3章（2）に強固な財務体質の確保を最終目標として掲げているほか、2018年10月に「長期財務計画書（改善計画書）」を策定しているが、こちらも2022年度にかけて計画の達成度を図り、必要な項目について修正するなど見直しを行う予定である。 短期的な計画としては事業年度ごとに事業計画書・収支予算書について理事会で審議・承認を行い、定時社員総会で報告している。	・長期財務計画書（改善計画書） ・2018年10月度理事会議事録 ・2021年度一般社団法人日本サーフィン連盟定時社員総会議案書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟ではこれまで外部理事と女性理事を登用していなかったが、外部理事割合25%及び女性理事割合40%を目標とし、2021年度定時社員総会での役員改選では外部理事20%（10名中2名）、女性理事30%（10名中3名）とその割合を引き上げた。 今後は2023年度の役員改選時の目標達成を目指し、有識者及びガバナンス・コンプライアンスの知見を持つ外部理事と、サーフィン競技経験者を中心とする女性理事の登用のために役員選考委員会にて推薦を募り検討を行っていく。	・2021年度一般社団法人日本サーフィン連盟定時社員総会議案 ・2021～2022年度役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当連盟は一般社団法人のため該当しない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当連盟はアスリート委員会を設置している。2017年度・2019年度は委員が1名のため、会議は開催していなかったが、2019年度は3月・6月・12月に会議を実施した。2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、会議が開催できなかった。 2021年度の役員改選時に元日本代表選手の女性理事を委員長に任命し、7月の大会開催時には選手からアンケートを募るなど、委員会の意見が組織運営に反映できる体制づくりへと繋がったが、運営規程が未整備となっているため、性別や種目のバランスを重視した規程策定と理事会承認を2022年度中に達成する予定である。	・2019年度アスリート委員会議事録 ・2021～2022年度アスリート委員会名簿
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款第16条に定める理事の定数は10名以上25名以内で、現在は10名の理事による適正な規模の理事会を構成している。実効性の確保のために、2023年の改選時までに外部理事と女性理事の目標割合を達成するとともに、専門知識・競技経験・組織運営能力を有する理事の任用を目指す。	・2021～2022年度役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	現在は、理事の就任時の年齢に制限を設けていないが、2023年度の改選時期までに役員選出要綱を改正する予定である。	(証憑書類なし)
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	現在は、理事の再任回数の上限は設けていないが、2023年度の改選時期までに役員選出要綱を改正する予定である。	(証憑書類なし)
			現在の理事には在任期間が10年を超える者がいるが、IFの役員や2020オリンピックの競技役員を務めている者がいること、ガバナンスコード遵守に係る規定の整備と体制強化のため、連盟内外より広く意見の聴取を行うこと等から一定期間の猶予が必要であり、2023年度改選時まで該当者に対して激変緩和措置を適用する。	・2021～2022年度役員名簿
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在は、独立した諮問委員会としての役員候補者選考委員会は設置しておらず、「役員選出要綱」により内部役員のみで構成する選考委員会で構成員を推挙し、定時社員総会で選任しているが、2023年度の改選時には選考委員に有識者や女性委員を複数配置するよう「役員選出要綱」を改正する。	・役員選出要綱
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	定款をはじめ、「倫理規定」「就業規則」「事務分掌規程」と、必要な規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・倫理規定 ・就業規則 ・事務分掌規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、「就業規則」「経理規程」と、必要な規程を整備している。	・定款 ・就業規則 ・経理規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	「就業規則」「審査会要綱」「事務決済規則」「随意契約に関する取扱い基準」と、必要な規程を整備している。	・就業規則 ・審査会要綱 ・事務決済規則 ・随意契約に関する取扱い基準
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「謝金に関する要綱」「旅費に関する要綱」と、必要な規程を整備している。	・謝金に関する要綱 ・旅費に関する要綱
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章第5条～第11条に資産・会計についての条項を定めているほか、「就業規則」「経理規程」と必要な規程を整備している。	・定款 ・就業規則 ・経理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財政基盤を整えるための規程を整備しておらず、2023年度を目途に必要な規程の整備等を行う。	(証憑書類なし)
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の選考に関する規程として「強化選手の指定及びナショナルチームの編成に関する要綱」があるが、選手の権利保護に関する規程がないため、2023年度を目途に必要な規程の整備等を行う。	強化選手の指定及びナショナルチームの編成に関する要綱

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	・審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程が未整備のため、ジャッジ委員会を中心に検討を行い、2022年度までに整備する予定である。	(証憑書類なし)
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	法律事務所と顧問契約、会計士事務所と会計業務に関する契約、社会保険労務士と就業業務に関する契約をそれぞれ締結し、いつでも相談できる体制を整えている。	・法律顧問契約書 ・会計士事務所との顧問契約書 ・社会保険労務士事務所との顧問契約書
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2018年度よりコンプライアンス委員会を設置し、年1～3回会議を開催してきた。2018年度は12月、2019年度は3月・6月・12月に会議を開催したが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により会議が実施できなかった。 委員について、他の委員会との重複により専任の活動ができなかったため、2021年度改選時に女性1名を含む専任委員3名の体制を整えた。コンプライアンス委員会規程については現在整備を行っており、2022年度中の承認を予定している。	・2018年度～2019年度コンプライアンス委員会議事録 ・2021～2022年度コンプライアンス委員会名簿 ・コンプライアンス委員会規程（案）
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	現在、コンプライアンス委員会に有識者を配置していないため、2023年改選時までに弁護士等の有識者の配置を目指す。	(証憑書類なし)
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員の法令遵守については倫理規定において定めているが、2021年8月の定例会議開催時に、役員・全国の支部長に対し、スポーツ・インテグリティ（高潔性）やスポーツ事故・暴行事件・未成年者の飲酒喫煙等の対応に関するコンプライアンス研修会を実施した。今後は年2回程度、定期的な研修会を実施していく予定である。	・2021年8月定例会議議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手約80名に対して、強化指定選手に選出された際に不正行為の防止等のコンプライアンス教育を行っている。また、強化合宿を利用して、選手・指導者に対してコンプライアンス教育の研修会を実施している。 直近では2021年2月にジュニア強化合宿の際に、インテグリティ教育に関する研修会を開催した。	・2018年3月 「NAMINORI JAPAN」の今後の活動について ・2019年8月ジュニア選手強化合宿案内 ・2021年2月ジュニア選手強化合宿研修会資料
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	春季・秋季公認ジャッジ講習会の開催に合わせて、2022年度より年2回程度、審判員向けのコンプライアンス研修会の開催を予定している。	(証憑書類なし)
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律事務所と顧問契約、会計士事務所と会計業務に関する契約、社会保険労務士と就業業務に関する契約をそれぞれ締結し、いつでも相談できる体制を整えている。	・法律顧問契約書 ・会計士事務所との顧問契約書 ・社会保険労務士事務所との顧問契約書
26	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	一般社団法人の会計原則を遵守し、年1回外部監査法人の指摘・助言により、財務・経理の公正な会計原則を遵守している。また、定時社員総会時には監事による監査報告書を公表している。	・2020年度監事監査報告書 ・2020年度決算外部監査報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	日本オリンピック委員会・日本スポーツ振興センターによる競技力向上事業助成金・スポーツ振興基金、スポーツ振興くじ助成金等の利用に関しては、法令やガイドライン等の定めに従って適切に処理しているほか、当該団体による実地検査によって定期的なチェックを受けている。	・競技力向上事業助成金実施要領 ・スポーツ振興基金助成金実施要領 ・スポーツ振興くじ助成金実施要領
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	貸借対照表と正味財産増減計算書を官報に掲載し、法令に基づく開示を行っている。	・官報（2020年度決算）
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準及び選考結果についてはオフィシャルサイト等を活用し、開示している。	ホームページ参照URL ○強化指定選手 https://www.nsa-surf.org/news/20201230_kyoka/ ○アジアビーチゲームズ https://www.nsa-surf.org/news/asian-beach-games-2020-sup/ ○オリンピック出場権 https://www.nsa-surf.org/news/190926-2020tokyo/
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当連盟のガバナンスコード遵守状況については、当書式を用いてホームページにて公表する。	(証憑書類なし)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	2022年度中に利益相反を適切に管理する規定を含めた「一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて」を策定・承認の予定である。	・一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて (案)
32	〔原則8〕利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2022年度中に利益相反ポリシーを含めた「一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて」を策定・承認の予定である。	・一般社団法人日本サーフィン連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドラインについて (案)
33	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	現在、当連盟に対する通報に関しては、審査会要綱に基づき提出された審査申請書を受けた場合に対応しているが、2022年度中の外部相談窓口の設置に向け、設置規程とオフィシャルサイト上の専用窓口構築を検討している。	・審査会要綱
34	〔原則9〕通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	現在の通報窓口となっている審査会は、審査会要綱において理事長・副理事長・専務理事・運営委員会の長・事務局長による構成と定めているため、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置するよう、2023年3月までに設置規程の策定を行う予定である。	・審査会要綱

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	当連盟の「倫理規程」には懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの規定が不足しているため、顧問弁護士に相談しながら改正手続きを進め、2022年度中の理事会の承認を目指す。改正した規程はオフィシャルサイト上で公開し周知に努めることとする。	・ 倫理規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	当連盟の「倫理規程」第6条において「本連盟の理事会は倫理委員会を兼ねるものとする」と定めているが、処分審査にあたり中立性及び専門性を有する必要があることから、顧問弁護士も倫理委員会のメンバーに含めた組織運営ができるよう2022年度中の改正手続きを進める。	・ 倫理規程
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	当連盟の「倫理規程」第12条において「前条の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決されるものとする」ことを定めている。	・ 倫理規程
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	当連盟の「倫理規程」第12条において「前条の決定に対する不服申し立ては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決されるものとする」ことを定めている。また、処分対象者に対してはスポーツ仲裁機構の利用が可能であることを伝えている。	・ 倫理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	「緊急時の対応に関する要綱」により対応することとしているが、不祥事対応に関する条項が不足していることから、2022年度中の改正を目指し手続きを進めることとする。	・緊急時の対応に関する要綱
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	「調査等に関する特別委員会要綱」により対応することとしているが、専門家の関与についての条文が不足しているため、2022年度中の改正を目指し手続きを進めることとする。 なお、当連盟において過去4年以内に不祥事が発生した事例はない。	・調査等に関する特別委員会要綱
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当連盟において過去4年以内に不祥事が発生した事例はなく、この項目は該当しない。	(証憑書類なし)

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	「一般社団法人日本サーフィン連盟支部設置等要綱」により、当連盟の地方組織である「支部」の設置・設置基準・統廃合等について規定している。なお、一つの都県内に複数支部が存在しているケースが生じており、スポーツ協会加盟を目指していることから、2023年度中を目途に支部数を調整することとする。	・一般社団法人日本サーフィン連盟支部設置等要綱
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	原則年4回開催している定例会議（全国支部長会議）にて、必要に応じ、情報提供や相談及び助言を実施してきたが、2021年度は8月に開催した定例会議にてコンプライアンス委員会による講習会を行った。	・2021年8月定例会議議事録